

## 春日部市NET 119緊急通報システム運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日部市NET 119緊急通報システム（以下「NET 119」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱においてNET 119とは、聴覚機能、言語機能等に障がいをもつ者又はこれに準ずる者がインターネット端末（インターネットを利用することができるスマートフォン、携帯電話及びタブレットをいう。以下同じ。）を利用し、消防機関への緊急通報を行うシステムをいう。

### (対象者)

第3条 NET 119を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 聴覚機能、言語機能等に障がいをもつこと又はこれに準ずる状態により、通話による消防機関への緊急通報が困難である者

(2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

2 前項の規定にかかわらず、消防長が特に必要と認める者は、NET 119を利用することができる。

### (登録の申請)

第4条 NET 119を利用しようとする者は、別に定める春日部市NET 119緊急通報システム登録規約（令和4年9月20日制定）に同意のうえ、NET 119を利用するインターネット端末及びNET 119緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書兼同意書（別記様式。以下「申請書」という。）を消防本部警防課指令担当に自ら持参し、消防長に提出しなければならない。ただし、申請者が病気その他やむを得ない理由により持参することができないときは、この限りでない。

### (登録の審査等)

第5条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者をNET 119の利用者として登録するものとする。

2 消防長は、前項の規定による登録をしたときは、消防本部警防課指令担当において、申請者がNET 119を利用するインターネット端末を操作して行う試験通報に対し、正常に受信することができることを確認し、当該受信確認をもって登録完了通知に代えるものとする。

(登録の変更等)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書に必要な事項を記載し、消防長に提出しなければならない。

(1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 登録を取り消すとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

(1) 前条第2号の規定による届出があったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。

(3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 NET119の利用料は、無料とする。ただし、NET119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

(準備行為)

2 NET119の利用に係る登録の申請その他NET119の利用に必要な行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。